

◎佐賀県条例第46号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～452 略					1～452 略				
453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の実施	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車免許又は中型自動車免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 4,400円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>7,400円</u> ）	受験申込みのとき	453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> 又は準中型自動車免許に係る試験の実施	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> 又は準中型自動車免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> 又は準中型自動車免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 4,400円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>7,050円</u> ）	受験申込みのとき
454～456 略					454～456 略				
456の2 道路交通法第89条	技能の検査を受け	大型自動車運	3,650円（公安委員会が提供す	検査申込みの	456の2 道路交通法第89条	技能の検査を受け	大型自動車運	4,050円（公安委員会が提供す	検査申込みの

改正前					改正後				
第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	ようとする者	転免許又は中型自動車運転免許技能検査手数料	る自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>6,650円</u>)	とき	第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許、 <u>中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許</u> を受けている者に対する技能の検査の実施	ようとする者	転免許、 <u>中型自動車運転免許又は準中型自動車運転免許</u> 技能検査手数料	る自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>6,700円</u>)	とき
456の3～461 略					456の3～461 略				
461の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料	650円	検査申込みのとき	461の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ、 <u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施</u>	認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料	650円	検査申込みのとき
461の3・462 略					461の3・462 略				
462の2 道路交通法第99条	大型自動車免許又	大型自動車免	<u>23,450円</u> 。ただし、次に掲げる	審査申請のと	462の2 道路交通法第99条	大型自動車免許、	大型自動車免	<u>23,100円</u> 。ただし、次に掲げる	審査申請のと

改正前					改正後				
の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員の審査	は中型自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	許又は中型自動車免許技能検定員審査手数料	者にあつては、 <u>23,450円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(6) 略 (7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>13,500円</u> (8) 略	き	の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査	中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	許、中型自動車免許又は準中型自動車免許技能検定員審査手数料	者にあつては、 <u>23,100円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(6) 略 (7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>13,150円</u> (8) 略	き
463～465 略					463～465 略				
465の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員の審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	大型自動車免許又は中型自動車免許教習指導員審査手数料	<u>14,950円</u> 。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>14,950円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(6) 略 (7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>8,200円</u>	審査申請のとき	465の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許教習指導員審査手数料	<u>14,600円</u> 。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>14,600円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(6) 略 (7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>7,850円</u>	審査申請のとき

改正前					改正後				
(8) 略					(8) 略				
466・467 略					466・467 略				
467の2 略					467の2 略				
468～475 略					468～475 略				
475の2 道路 交通法第108 条の2第1項 第4号の規定 に基づく大型 自動車又は中 型自動車の運 転に関する講 習の実施	大型自動 車又は中 型自動車 の運転に 関する講 習を受講 しよう とする者	大型自 動車又 は中型 自動車 講習手 数料	講習1時間につ き4,650円	受講申 込みの とき	475の2 道路 交通法第108 条の2第1項 第4号の規定 に基づく大型 自動車又は中 型自動車の運 転に関する講 習の実施	大型自動 車又は中 型自動車 の運転に 関する講 習を受講 しよう とする者	大型自 動車又 は中型 自動車 講習手 数料	講習1時間につ き4,100円	受講申 込みの とき
					475の3 道路 交通法第108 条の2第1項 第4号の規定 に基づく準中	準中型自 動車の運 転に關す る講習を 受講しよ	準中型 自動車 講習手 数料	講習1時間につ き3,400円（普 通自動車免許を 受けている者に あつては、4,100	受講申 込みの とき
					467の3 道路 交通法第100 条の2第1項 の規定に基づ く準中型自動 車免許に係る 再試験の実施	準中型自 動車免許 に係る再 試験を受 けようと する者	準中型 自動車 免許再 試験手 数料	2,000円（公安 委員会が提供す る自動車を使用 して試験を受け る場合にあつて は、4,650円）	受験申 込みの とき

改正前					改正後				
					<u>型自動車の運</u>	<u>うとする</u>		<u>円)</u>	
					<u>転に関する講</u>	<u>者</u>			
					<u>習の実施</u>				
476～481 略					476～481 略				
482 道路交通 法第108条の 2第1項第10 号の規定に基 づく免許の種 類ごとに行う 当該免許自動 車等の運転に ついて必要な 技能及び知識 に関する講習 の実施	免許の種 類ごとに 行う当該 免許自動 車等の運 転につい て必要な 技能及び 知識に関 する講習 を受講し ようとする 者	初心運 転者講 習手数料	次に掲げる講習 の区分に応じ、 それぞれ講習1 時間につき次に 定める金額 <u>(1)～(4) 略</u>	受講申 込みの とき	482 道路交通 法第108条の 2第1項第10 号の規定に基 づく免許の種 類ごとに行う 当該免許自動 車等の運転に ついて必要な 技能及び知識 に関する講習 の実施	免許の種 類ごとに 行う当該 免許自動 車等の運 転につい て必要な 技能及び 知識に関 する講習 を受講し ようとする 者	初心運 転者講 習手数料	次に掲げる講習 の区分に応じ、 それぞれ講習1 時間につき次に 定める金額 <u>(1) 準中型自</u> <u>動車免許に係</u> <u>る講習 2,150</u> <u>円</u> <u>(2)～(5) 略</u>	受講申 込みの とき
483 略					483 略				
484 道路交通 法第108条の 2第1項第12 号の規定に基 づく年齢が70 歳以上の者又 は年齢が70歳	年齢が70 歳以上の 者又は年 齢が70歳 以上の特 定失効者 若しくは	高齢者 講習手 数料	<u>(1) 小型特殊 自動車免許以 外の第一種運</u>	受講申 込みの とき	484 道路交通 法第108条の 2第1項第12 号の規定に基 づく年齢が70 歳以上の者、 年齢が70歳以 上の特定 失効者若 しくは特	年齢が70 歳以上の 者、年齢 が70歳以 上の特定 失効者若 しくは特	高齢者 講習手 数料	次に掲げる講習 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額 <u>(1) 小型特殊 自動車免許以 外の第一種運</u>	受講申 込みの とき

改正前			改正後		
<p>以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習の実施</p>	<p>特定取消処分者に対する講習を受講しようとする者</p>	<p>転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 5,600円（当該講習が<u>道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円</u>）</p>	<p>上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する講習の実施</p>	<p>定取消処分者又は同法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する講習を受講しようとする者</p>	<p>転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習 4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知</p>

改正前					改正後				
									<p>機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条に規定する基準に該当する者が受講しようとする場合にあっては、7,550円）</p> <p>イ 道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習5,650円</p> <p>ウ ア及びイ</p>

改正前					改正後				
				(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 <u>2,250円</u>					に掲げる講習以外の講習 <u>4,650円</u>
									(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
									ア 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習 <u>2,000円</u> (当該認知機能検査の結

改正前					改正後				
									<p>果が認知症 のおそれが あることそ の他の認知 機能が低下 しているお それがある ことを示す ものとして 道路交通法 施行規則第 39条に規定 する基準に 該当する者 が受講しよ うとする場 合にあつて は、4,300 円)</p> <p>イ 道路交通 法第101条 の7第4項 の規定によ り認知機能 検査の結果 に基づいて 行う講習</p>

改正前					改正後				
485～487 略					2,400円 ウ ア及びイ に掲げる講 習以外の講 習 2,000 円				
487の2 道路 交通法施行規 則(昭和35年 総理府令第60 号)第30条の 13第1項の規 定に基づく運 転経歴証明書 の再交付	運転経歴 証明書の 再交付を 申請する 者	運転経 歴証明 書再交 付手数 料	1,000円	再交付 申請の とき	487の2 道路 交通法施行規 則第30条の13 第1項の規定 に基づく運転 経歴証明書の 再交付	運転経歴 証明書の 再交付を 申請する 者	運転経 歴証明 書再交 付手数 料	1,000円	再交付 申請の とき
488～494 略					488～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の佐賀県手数料条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定の適用については、同表第467号の3中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表

第482号中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

- (1) 改正法附則第2条の規定により準中型自動車免許（改正法による改正後の道路交通法第84条第3項の準中型自動車免許をいう。以下同じ。）とみなされる改正法による改正前の道路交通法第84条第3項の普通自動車免許を受けている者
 - (2) 改正法附則第5条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、新条例別表第1第484号の規定にかかわらず、なお従前の例による。